

長岡京市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長岡京市立小・中学校の通常の学級に在籍する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒又は特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して、その就学に係る経費の一部を援助し、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって特別支援教育の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 長岡京市立小・中学校の通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童・生徒又は特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者（子女に対して親権を行う者又は親権を行う者のないときは未成年後見人）をいう。
- (2) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した保護者の属する世帯の収入の額をいう。
- (3) 需要額 生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した保護者の属する世帯の需要の額をいう。

(種類)

第3条 特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 修学旅行費
- (2) 校外活動等参加費（宿泊を伴わないもの）
- (3) 校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）
- (4) 学用品・通学用品購入費
- (5) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（第1学年の児童・生徒に限る。）

- (6) 学校給食費
 - (7) 通学費
 - (8) 体育実技用具費
 - (9) 拡大教材費
 - (10) 交流学习交通費
- (支給の対象)

第4条 奨励費の支給対象者は、長岡京市立小・中学校の通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒又は特別支援学級に在籍する児童・生徒であって、当該児童・生徒の属する世帯の収入額が必要額の2.5倍未満のものとする。ただし、前条第7号の通学費及び第10号の交流学习交通費にあつては、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）の規定に基づく要保護者及び長岡京市就学援助規則（平成元年長岡京市教育委員会規則第4号）の規定に基づく就学援助費の援助を受けている者は、対象から除くものとする。

(支給額)

第5条 奨励費の支給額は、長岡京市就学援助規則の規定に基づく就学困難な児童及び生徒のための就学援助費の支給額の2分の1の額以内とする。ただし、第3条第7号の通学費は、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の全額とする。

(申請)

第6条 奨励費の支給を受けようとする児童・生徒の保護者は、特別支援教育就学奨励費支給申請書に次の書類を添え、該当学校長を通じて所定の期日までに、教育長に申請するものとする。

- (1) 所得等に関する委任状（他市町村からの転入により、本市において所得に関する証明書の発行ができない場合は、当該市町村の所得の確認に必要な書類を提出すること。）
- (2) その他教育長が必要と認める書類

(支弁区分の決定)

第7条 教育長は、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書に基づき世帯の需要額及び収入額を算定し、支弁区分を決定し、支弁区分決定通知書により、学校長を通じて申請のあった保護者にその旨を通知するものとする。

(支給の方法)

第8条 前条の規定により支弁区分が決定した後、教育長は学校長に支給事務を委任する。

2 前項の規定に基づき学校長は、受給権者から請求及び受領の手続について委任を受けるものとする。

(支給の取消し)

第9条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給の取消しを行う。

- (1) 第4条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 教育長が、その必要がなくなったと認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別記 奨励費の対象となる経費

支給対象経費	支給対象経費の範囲	支給対象者			支給額の算定基準
		I	II	III	
修学旅行費	小学校又は中学校を通じ、それぞれ 1 回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とする。	○	○		左に定める修学旅行費の半額とする。
校外活動等参加費（宿泊を伴わないもの）	校外活動（学校行事としての活動）に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費及び見学料の額とする。	○	○		左に定める校外活動費の半額とする。
校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）	宿泊を伴う校外活動（学校行事としての活動）に参加するために要する経費のうち、直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とする。（補助対象は学年通じて 1 回）	○	○		左に定める校外活動費の半額とする。
学用品・通学用品購入費	教育課程上、通常必要とする学用品の購入費の額及び通常必要とする通学用品の購入費の額とする。	○	○		左に定める学用品・通学用品購入費の半額とする。（支給限度額あり）※
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	新たに入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費の額とする。	○	○		左に定める新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の半額とする。（支給限度額あり）※
学校給食費	学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 11 条第 2 項に定める学校給食費の額とする。	○	○		左に定める学校給食費の半額とする。
通学費	最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額とする。	○	○	○ 1/2	左に定める交通費の全額及び 1/2 の額とする。
体育実技用具費	中学校の保健体育の授業の実施に必要な体育実技用具で当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、柔道着又は防具一式等のうちいずれか 1 つの用具購入費の額とする。	○	○		左に定める体育実技用具費の半額とする。
拡大教材費	弱視の児童又は生徒が授業において使用する拡大教材の購入費とする。	○	○		視覚学級に限る。（1 冊あたりの限度額あり）
交流学习交通費	学校教育の一環として特別支援学校又は他の小・中学校の特別支援学級の児童又は生徒等と共に集団活動を行う場合に必要な交通費の額とする。	○	○	○ 1/2	左に定める交通費の全額及び 1/2 の額とする。

備考 ※支給対象経費の半額が支給限度額に満たない場合は、支給対象経費の半額とする。